

### 第3回 大阪市下水道施設維持管理審議会 議事録

日 時 令和8年2月3日(火) 午後2時00分～4時00分

開催場所 大阪市下水道科学館 5階 多目的ホール

出席者

(委員) 塩田委員、藤原委員、松島委員【会長】、茂原委員、米澤委員

(大阪市) 野村部長、間渕部長、大野課長

(事務局) 建設局下水道部施設管理課 田中課長代理、前田係長、藤本係長、尾鳥

議 題

(1) 審議会のスケジュール(資料3 P3～4)

(2) 調査審議事項

1) 5年毎の業務委託条件の見直し(資料3 P5～8)

①業務数量の見直しについて(管路施設)(資料3 P9～18)

②維持管理と一体的な更新に向けて(処理場・抽水所施設)(資料3 P19～23)

③評価基準値の見直しについて(資料3 P24～31)

④その他項目の見直しについて(資料3 P32～38)

2) 包括委託契約における課題等への対応

①受注者のインセンティブ(資料3 P39～41)

①-1 受注者の動機付け(資料3 P42)

①-2 管路施設(現契約に規定された制度の活用)(資料3 P43)

①-3 処理場・抽水所施設(処理場施設の電気代削減に向けた提案)(資料3 P44～47)

(事務局より資料3(1)を説明)

議題(1)については、意見無し。

(事務局より資料3(2)1)①を説明)

米澤委員: 今回の条件見直しだが、道路陥没・下水つまり・マンホール蓋飛びなど、依然として、施設の劣化に伴う第三者事故が発生しているので、事故の未然防止に向けた調査を拡充するとの理解で良いか。

大 阪 市: 対象施設の状況の変化、管路施設総体として老朽化が進行している。今年度から取付管やマンホール蓋の改築は進めているので、ご指摘の通り、事故防止に向けた調査を広げていく考えである。

米澤委員: 八潮の関係で、国から一斉点検・研究調査があると思うが、別枠で実施する理解でよいか。

大 阪 市：その通りである。

塩田委員：ストックマネジメントの見直し時期の延期に関して、今後の見直しの目安を教えてください。

大 阪 市：方向性が決まれば、大阪市の中でストックマネジメント実施方針を改訂して予算を確保するように考えている。今後の国会審議次第となるが、令和8年度中には作業が必要になると想定している。

松島委員：ストックマネジメントの見直しに関しては、外部要因的に延期で仕方がないと思う。一方、市民対応業務の見直し項目について据え置きとの判断について「検証時間が短く、次期尚早」との理由には違和感があり、これまでの議論で検証できたのではないかと思う。検証した結果、妥当だと判断したから据え置くというなら理解できるが、市としてはどう考えているのか。

大 阪 市：市民対応業務は直営で実施していることから、クリアウォーターの体制と業務量に乖離がないかを評価している。3年間の実施状況を見ても有意な差が無く、体制を変える状況ではないと判断しており、当初の契約条件を据え置くのが妥当だと考えている。

松島委員：事故未然防止に向けた調査点検の拡充については、具体的な業務量を次回提案することなので、実施方針のみを審議事項とする。市民対応業務については現状維持との提案である。市の提案に対して異議はあるか。

全 委 員：異議なし。

（事務局より資料3（2）1）②を説明）

米澤委員：単独費、施設修復費については今まで市が発注していたが、受注者が一括して実施することで効率化していくとの理解でよいか。

大 阪 市：受注者が一体的に実施することで、可能なものは先送りするなど無駄な支出が発生しないように効率化できると考えている。

米澤委員：単年度会計である地方公共団体では、4月、5月の年度初めにはなかなか発注できないが、受注者が実施すると工事日程の平準化にも寄与すると思う。

茂原委員：修繕費が逼迫とは、財源がないということを言っているのか。

大 阪 市：包括委託契約では修繕費に上限額を設定しており、その範囲内で修繕を行っている。修繕すべき施設が多いこともあり、上限額の増額に向けて協議をしている。

茂原委員：受注者の裁量権を段階的に増やすとのことだが、何を決められるようになり、どのような裁量が増えるのか具体的に教えてほしい。

大 阪 市：部品交換レベルはCWOの裁量で対応しているが、交換範囲が本体にまで及ぶと受注者の裁量範囲外になってしまう。交換範囲が広がった場合でも受注者の裁量で対応してもらおう考え。

茂原委員：業務範囲（単独費）を広げていくことに関して、受注者の受け入れ体制は整ってい

るのか。体制が整っていないと機能しないのではないか。移行の予定と体制強化の取組みを聞かせて欲しい。

大阪市：(野村部長) 研修生として、本市の設計書・図面を作成する練習を行っており、大阪市の一方的に決めるのではなく、受注者との対話をも交えて、順次進めていくように考えている。

松島委員：今回の条件見直しで何処を変えていくのか。また、スピード感、スケジュールをどのように考えているのか教えて欲しい。あと、施設修復費、単独費の規模について教えてほしい。

大阪市：決まっている訳ではないが、協議が整い次第、令和8年度には施設修復費を移管し、令和9年度には単独費を移管するイメージである。改訂箇所としては、特記仕様書別紙24にある施設修復費の見直しと、単独費の項目追加を想定している。

契約で計上している約20億円の修繕費と約4億の施設修復費に加えて、現在市が実施している約5億の施設修復費を移管する形となる。単独費についても、市で5億程度の予算を持っており、移管していきたい。

松島委員：現在、令和9年度からの業務条件、委託条件の見直しについて議論しているが、令和8年度に変える内容を議論の対象とするのか。

大阪市(野村部長)：単独費の移管という大きな方向性についてご審議いただければと思う。ただし、令和9年度から必ず始めるのではなく、受注者の体制が整った時点で進めていくとの理解でお願いします。

松島委員：このままだと、市が実施していたものをそのまま受注者に移すだけになる。一方、目的を「業務効率化」としており、事業費が減るという議論が出てくると思われる。どのように算定するのか教えて欲しい。

大阪市：事業費については、物価が上がっていった部分もあり、額面で上がってしまうかもしれない。また、市が行う設備更新の状況に応じて集中的に直すということが必要となる可能性もあり、必ず事業費が下がるかという点と難しいのではないかと考えている。今後の検討としたい。

松島委員：事業費については検討が進めば改めて提案するという点で、単独費移管の反映の仕方は審議するという理解で進める。

茂原委員：単独費の執行についても受注者が、P6の基本方針の下で実施するというのは厳しいのではないと思う。維持管理としての基本方針であって、単独費についてはもう少し柔軟な対応が必要になってくるのではないかと。

大阪市：民間経営手法の導入によるコスト削減のことだと思うが、同じ内容の補修を行うためには、基本、市が発注しても受注者が発注しても同じ費用が発生すると認識している。民間手法導入によるコスト削減は考えておらず、あくまで受注者の判断でやりたいことをやれるよう、パイを大きくしていくイメージで考えている。

松島委員：提案内容としては、施設修復費・単独費を順番に受注者の所掌に移管していくとい

うものであり、修繕費の増額については今回の審議対象としないのことであったが、市の提案に対して異議はあるか。

全委員：異議なし。

(事務局より資料3(2)1)③を説明)

米澤委員：評価基準値を超えた場合の確認作業について、受発注者ともに過度な負担が無く、かつ要求水準未達に至らない仕組みが大事だと思う。基準値の設定について、 $1\sigma$ を考慮するとしても、降雨時のデータを外さないで平均値がぶれるのではないか。

大阪市：異常値を省くことについては、担当者も異動等で変わっていくので、過去のデータが妥当か異常なのか判定が難しいところがある。受注者との話の中でも、処理場全体の合計値で評価することで異常値の影響を緩和できるので、異常値を省くことはせずに、 $1\sigma$ を考慮することとした。

塩田委員：現在、モニタリング部署は4方面の現場であるが、見直し後には、現場4方面ととりまとめ部署の関係性がどうなるのか教えて欲しい。

大阪市：現在、各機場に基準値を定めており、4方面の管理事務所でその数値を越えたか評価している。見直し後は、個別の機場で基準値を超えたかどうか判断できないので、事業部設備企画課において12機場の情報をとりまとめ、基準値を超えているか判定し、カウンターパートである施設管理課がモニタリング評価するものと考えている。また、各機場に対するモニタリングについては、基準値の根拠になる数値を定めており、受注者のセルフモニタリングや4方面のモニタリングにおいて超過の有無をチェックできると考えている。

松島委員：評価基準値の見直しにあたり、過去実績の平均値に $1\sigma$ を考慮して設定するとの提案であるが、提案通りで異議はないか。

全委員：異議なし。

(事務局より資料3(2)1)④を説明)

藤原委員：CWOのコスト縮減については、下水道施設維持管理審議会の所掌範囲を超えているように思う。コスト縮減効果を考慮した金額で委託契約を締結しているので、市としては、包括委託による利益は確定しており、今後20年間、持続可能となるようにしていくことが目標となる。

また、下水道維持管理専門の株式会社を作ったのであれば、外注化したほうがコスト大となる恐れがあったとしても、必要な人材は高給でも雇うかわりに効率的な運営が可能となるといった弾力的な人事管理、給与形態など、CWOの自由度を高めしていく方向性が大事だと思う。

大阪市：発注者としては、今の契約内容で要求水準未達もなく20年間業務を継続していければ十分であるが、株主の立場からとすると、CWOが存続する上できちんとコス

ト縮減に努めていることを確認する必要がある。

コスト縮減の努力はしているけれども、社会情勢の変化によりそれを超えるようなインパクトがあれば、切り分けて評価することも必要と考えており、スライドの考え方の見直しについても説明責任を果たしていきたいと思う。

松島委員：スライドの考え方を次の5年間も同じ形という話でよいのか。20年間の持続可能性と考えるうえで、これではすぐに受注者が困るということになっていないのか聞かせてほしい。

大阪市：民間の技術者単価の伸びが非常に大きいこともあり、市側においても「現契約で規定する市の人事委員会勧告を反映し続けるのもどうか」という声がある。一方、人件費の縮減を効果額として整理しており、今後どのような形にしていくか早急に整理を図り、次回に報告できるようにしていきたい。

茂原委員：300億円のコスト縮減はデフレの時代に設定した目標であり、今のようなインフレが起こると思っていなかったと思う。時代の変化を考えた時に、「300億円自体がそもそも時代遅れ」と開き直ってもいいのではないか。直営に戻した場合はこれだけコストが上がるといった比較をすれば、CWOを作ってよかったといえるようになるのではないか。生産性のある答弁ができればよいと思うので、分析してほしい。

(事務局より資料3(2)2)①、①-1、①-2、①-3を説明)

松島委員：インセンティブについては是非とも進めていただきたい。これまでのデータを活用してシミュレーションすれば、規模感とか問題が浮かびあがってくると思う。

たまたま天気がよかったので削減できた部分について、努力の成果としてインセンティブを与えることについては議論が必要だと思う。

いろいろなパターンで検討を進め、最終的なインセンティブの方針を整理し、審議会に提示いただきたい。

米澤委員：例えば散気板を市で更新した場合、更新後から電力原単位は下がる。大阪市は合流式であり難しいところがあるが、どういったときにインセンティブを認めるのか、ルールを整理する必要がある。外から「何でもあり」と見られないように、結果と要因を紐づけて評価することでインセンティブを認める仕組みがあればいいと思う。違う要因なのに、結果だけでインセンティブを認めるといった、恣意的に見られることがないようにすべき。

松島委員：最後に全体を通して意見はあるか。

藤原委員：(資料3(2)1)②に関して)施設修復費、単独費について、これまで市が行っていた業務を受注者に渡していくのは良いが、もっと先の将来的なビジョンを教えて欲しい。

大阪市(野村部長)：長期的なイメージとしては、国が旗を振っている水の官民連携(ウォータ

一PPP) を目標としている。維持管理を起点とした改築更新を進めていくこととなるが、受注者に期待するところとしてはこういった部分が一番大きい。

水処理方針を変える、降雨量の1.1倍化への対応といった下水道管理者として実施しないといけない施策については大阪市で発注をしていく。維持管理に伴う改築更新については、将来的には受注者で発注していくイメージで考えている。

藤原委員：雨水は一般会計で汚水は下水道使用料の考え方があがるが、今後はどの予算で委託料を払っていくのか。他都市ではコンセッションという形で下水道使用料収入の何%で受託者が運営しているところもある。インフラ事業というのは、ほぼ生活必需品であり、頑張ったから売り上げが2倍になるというものではない。一定の収入が見込める中でどのようにインフラを維持管理し、どのように効率化していくのかを考えていくことが重要である。

米澤委員：包括委託の契約期間である20年間でどんどん社会情勢は変わっていく。標準値をどういうふうに見直していくべきか、インセンティブとして残していくべきかを議論し続けたいといけない。大阪市、受注者ともに、事業継続に向けた官民連携としてお金を生む部分、やる気を生む部分をつくるのが大事だと思う。

松島委員：常に「社会的に望ましい方向に向かっているか」ということを意識しながら進めていきたい。